

平成 29 年 度

# 八代市議会経済企業委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 2
  - 1. 所管事務調査 …………… 28
- 

平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日)

# 経済企業委員会会議録

平成29年12月13日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時50分開議（実時間146分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第104号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第105号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第117号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第3号
1. 議案第118号・平成29年度八代市病院事業会計補正予算・第1号
1. 議案第112号・八代市市民農園条例の制定について
1. 議案第113号・八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定について
1. 議案第114号・八代市水道事業給水条例の一部改正について
1. 陳情第4号・八代市食肉センター跡地活用について
1. 陳情第10号・球磨川放流用稚アユの安定的確保に向けての支援について
1. 陳情第11号・八代市立病院再建について
1. 所管事務調査
  - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
  - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査（台湾基隆市との友好交流について）（海外大型クルーズ船寄港に伴う経済波及効果額について）（国営八代平野土地改良事業について）

（市立病院の方向性について）

（八代市水道料金徴収事務等業務委託に係る選定結果について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 成 松 由紀夫 君  
副委員長 西 濱 和 博 君  
委員 亀 田 英 雄 君  
委員 北 園 武 広 君  
委員 庄 野 末 藏 君  
委員 高 山 正 夫 君  
委員 増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 黒 木 信 夫 君  
農林水産部次長 橋 永 高 徳 君  
水産林務課長 竹 見 清 之 君  
農業振興課長兼  
食肉センター場長 豊 田 浩 史 君  
農林水産政策課長 小 堀 千 年 君  
農地整備課長 小 原 聖 児 君  
経済文化交流部長 辻 本 士 誠 君  
経済文化交流部次長 桑 原 真 澄 君  
国際港湾振興課長 緒 方 浩 君  
観光振興課長 岩 崎 和 也 君  
総務部  
人事課長 白 川 健 次 君  
部局外  
農業委員会事務局長 橋 本 勇 二 君  
水道局理事兼局長 宮 本 誠 司 君  
水道局主幹兼  
簡易水道係長 松 田 仁 人 君  
市立病院事務部  
事務長兼医事係長 田 中 智 樹 君

---

○記録担当書記 土田英雄君

(午前10時00分 開会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

---

◎議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明を求めます。

○農林水産部長(黒木信夫君) 改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

ただいま議案となっております、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会に付託されております農林水産部関係分につきまして、農林水産部、橋永次長より説明をいたしますのでよろしくお願ひします。

○農林水産部次長(橋永高德君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 農林水産部次長の橋永でございます。座って説明させていただきます。

それでは、平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会に付託されました農林水産分について御説明いたします。

別冊の補正予算書・第5号の12ページをお開きください。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額146万円を計上し、補正後の金額を20億4183万2000円とするものです。

これは、県の産地パワーアップ事業費補助金を活用し、産地パワーアップ計画に基づいて高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みを行う農業者に対し、必要な機械などの導入に要する経費を補助するものでございます。取り組み主体は株式会社アグリ日奈久、実施地区は八代市南部地区で、事業内容としましては、薬剤散布用マルチローターの導入を行うものです。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定いたしております。

続きまして、目4・園芸振興費では、補正額353万円を計上し、補正後の金額を4276万1000円とするものです。

これは、園芸・果樹振興対策事業としまして、県の中山間地域所得向上支援事業補助金を活用し、鳥獣被害防止のための防護柵の設置を行うものです。事業実施主体は、八代市有害鳥獣被害対策協議会、実施地区は東陽町下久木野地区でございます。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定いたしております。

続きまして、目8・農地費では、補正額1600万円を計上し、補正後の金額を12億564万3000円とするものです。

説明欄の農地耕作条件改善事業については、来年度に整備を予定していた地区について、国の予算措置の関係で前倒しして整備が可能となったため、事業着手に必要な経費を補正するものでございます。実施地区は、日奈久新開町塘添上地区で、内訳としましては、排水路の測量設計に係る委託料540万円、排水路の改修工事に係る工事請負費1060万円となっております。

ます。

なお、特定財源としまして、県支出金1040万円、市債500万円を予定いたしております。

資料の14ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目2・林道施設災害復旧費では、補正額850万円を計上し、補正後の金額を8393万9000円とするものです。

こちらは、9月17日の台風18号による林道施設災害復旧費について補正するものでございます。復旧箇所は泉地区の林道南川内線で、工事請負費としまして850万円となっております。

なお、特定財源としまして、県支出金552万円5000円、市債260万円となっております。

以上で、一般会計補正予算・第5号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。災害復旧費の林道南川内線の話なんですけど、今からその、さっきの話じゃなかったですが、冬になつたのですが、間に合うごたつとですか。

○水産林務課長（竹見清之君） おはようございます。水産林務課の竹見でございます。

今回の件につきましては、実際入札が2月ぐらいになりますので、繰り越しの予定で工事のほう行います。

以上です。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 園芸振興費についてお伺いいたします。

今回園芸・果樹振興対策事業として、防護柵でしょうか、御案内いただきました。財源としては県からということで、100%いただけるということで非常に有利な財源で補正ということで、理解いたしました。

今回対象面積、それから対象延長ございますけれども、市の認識としては、こういう対策をですね、必要とされる残分というのはどれほど割合として残ってるのか、また来年度以降もこういう要望をなさる御予定か、御見解をお伺いしたいと思います。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農業振興課、豊田です。

御質問の、残分、どの程度残っているのかというのは、私ども、基礎調査をしておりません。被害が発生したごとに、その地区の対応を行っているという状況でございます。

それで、参考までに申し上げますと、平成22年度から28年度までです、これはこの国の事業を活用しました防護柵につきましては、ワイヤーメッシュ柵で延長が2万8920メートル、金網柵で4万9095メートル、ネット柵で2万163メートルという総延長を整備しております。で、地区数ですが、71地区を整備しております。で、受益面積が186ヘクタール、受益農家戸数が791戸の部分を、防護柵を整備してきております。総事業費が、1億3822万4741円で、補助事業費が、補助金額が、1億3688万7197円。これまでこのように整備してきております。

今後におきましても、被害が発生する都度、被害が見込まれる箇所、そういったものを、地区のほうを巡回なり、地区の方々のお話聞きながらですね、農産物の保護ということで整備を継続して、事業が続く限りは整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） これまでの取り組みを含めてですね、わかりやすく御説明いただきありがとうございました。

実施に当たっては、地域の皆さんと十分な意見交換、調整なされた上で、設置区域、エリアも設定されてるということも確認できました。

予防というのは非常に大事なことでしょうし、これから先もまだ欠くことのできない事業と思いますので、今後も引き続きですね、積極的に取り組みいただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（亀田英雄君） もう一ついいですか。産地パワーアップ事業のこのドローンの話なんですけど、試験的な取り組みなのか、もう技術としてきちんと確立されたものなのかについて、ちょっと聞かせてください。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君） ドローンの薬剤散布につきましては、もう技術として確立しております。で、農研機構のほうもこの技術を認めておまして、農林水産航空協会のほうも、ドローンを活用した薬剤散布の研修ということをカリキュラム組んでおります。今後ますます広がる可能性はあると思っております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時11分 小会）

（午前10時13分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費、第9款・教育費について、経済文化交流部から説明を求めます。

○経済文化交流部長（辻本士誠君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、第6款・商工費並びに第9款・教育費の所管分につきまして、桑原次長から説明いたさせますのでよろしく願いいたします。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）桑原でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） はい。それでは、議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号の、12ページをお開きをいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） 一番下の款6・商工費、項1・商工費、目3・観光費では、説明欄の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業として、補正額1500万円を計上し、

補正後の額が3億5920万円となっているところでございます。

全額一般財源でございます。

これは、熊本県議会におきまして本年9月の補正予算で予算化されました平成28年熊本地震復興基金交付金の対象事業に、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業が創設されたことから、この基金を活用し、一般社団法人DMOやつしろが実施主体となり、大型クルーズ船を含む海外旅行者を中心市街地へ誘導し熊本地震からの復興とにぎわいの創出を図るため、先週の一般質問でもお答えをいたしました、本町アーケード内の空き店舗にくまモンを活用したカフェ等の開設と、観光客を誘導するためのストリートファニチャー、モニュメントや誘導サインなどの設置に要する経費を補正するものでございます。

あわせて、限度額1500万円の繰越明許費の設定を行っております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目6・文化財保護費で、補正額1060万9000円を計上し、補正後の額が2億421万6000円となっているところでございます。

財源内訳の特定財源、国県支出金1044万6000円は、説明欄にあります地域コミュニティ施設等再建支援事業に係る県からの補助金でございます。

まず、説明欄のほうでございますけれども、上段の民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業で16万3000円を計上いたしております。これは、本市の伝統芸能の保存継承と交流促進を図る中核拠点として位置づけられる、民俗伝統芸能伝承館（仮称）の基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルコンペ選定審査を開催する際の、審査委員に対する報償費、旅費などの経費を補正するものでございます。プロポ

ーザルコンペ選定審査の開催時期につきましては、1月及び3月の2回を予定しているところでございます。

あわせて、基本・実施設計業務委託に要する経費7665万円について、平成29年度から平成30年度の期間で債務負担行為を設定いたしております。

次に、その下の地域コミュニティ施設等再建支援事業（地震災害関連）で、1044万6000円を計上いたしております。これは、全県県の熊本地震復興基金交付金を活用し、平成28年熊本地震で被災した、地域、集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた神社やお堂などの、施設再建に要する経費に対し助成するものでございます。内容といたしましては、松高校区の松崎神社ほか26団体31施設の施設再建に係る総事業費2867万円のうち、補助対象額の2分の1相当額1044万6000円を助成するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款9・教育費、項8・社会体育費、目2・社会体育事業費で、補正額120万円を計上し、補正後の額が3078万2000円となっているところでございます。

全額一般財源でございます。

説明欄の、大規模スポーツ大会等誘致事業に係るものでございまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプについて、国外のトップチームを誘致することで、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大、キャンプ誘致を通じた本市の魅力を発信、地域経済の活性化などを図ることを目的に、県や関係団体と協議の上、台湾のバドミントン競技を誘致するため、早期に実行委員会を立ち上げ、台湾バドミントン関係者へのアプローチや交流事業など、誘致に係る経費について補正するものでございます。内容といたしましては、台湾領事館

や台湾訪問による事前キャンプ地誘致活動に係る旅費及び誘致プロモーション委託料等を含めました、競技誘致実行委員会負担金120万円でございます。なお、誘致活動につきましては、平成30年度以降も継続して取り組んでいく予定といたしております。

以上でございます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時21分 小会）

（午前10時22分 本会）

◎議案第104号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第104号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ

者あり）水道局の宮本でございます。着座にて説明をさせていただきます。

議案第104号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

別冊になっております、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7818万7000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。6ページをお願いいたします。

3の歳出から説明させていただきます。

款1、項1・簡易水道事業費、目3・簡易水道建設費でございますが、1800万円を追加し、補正後の金額を1億7473万4000円といたしております。

これは、泉町の白岩戸簡易水道施設整備事業として、浄水場、送水管及び配水管の改良工事を行うため、当初6400万円の事業費を計上していましたが、地元や道路管理者との協議結果により、当初予定していたルート及び工事内容の一部に変更が生じたこと、また、熊本地震等の復旧復興事業による工事量の増大への対応として、平成29年2月以降の工事へ導入された復興歩掛かり、復興係数の影響により、事業費が不足するため、必要な経費、工事請負費1800万円を補正するものでございます。内容といたしましては、ルート変更等による影響分が1500万円、復興歩掛かり、復興係数導入による影響分が300万円でございます。

次に、2の歳入でございますが、款6、項1・市債、目1・簡易水道事業債で1800万円を増額し、補正後の金額を1億6900万円にいたしております。

なお、工期が平成30年2月から同年6月となりますことから、3ページでございますが、

繰越明許費、泉地区建設事業4920万円を設定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 必要な事業は進めていただきたいんですが、今、ちょっと聞きたかっですが、言わるとがわからぬとですが、何とか係数って言いなつたですよ、地震後の。どのくらいその係数的に、膨らんでいくものなんですか。言われる範囲で結構ですが。

○水道局主幹兼簡易水道係長（松田仁人君） 復興係数の係数が変わったことによりまして、今回6400万当初計上しておりましたが、それで300万ほどの影響額が出ております。ですからちょっと率はですね、はっきりわからないんですが、申しわけありませんが、金額的に300万ほどとなっております。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） いいです、いいです。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第104号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第105号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第105号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 引き続き説明をさせていただきます。着座にてよろしくお願ひします。

議案第105号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第2号について御説明いたします。

補正の理由でございますが、市役所新庁舎建設に伴い、基礎ぐいを安定地盤まで打設するため、庁舎敷地内にある松江城水源地の井戸に濁りが発生する可能性が高く、水の安定供給を図れるよう予備井戸を整備するものでございます。

別冊になっております、予算書の1ページをお願ひいたします。

第2条、平成29年度八代市水道事業会計予算、第2条に定めた、業務の予定量を補正するものでございます。（4）主要な建設改良事業のうち、原水設備改良事業を3672万円補正し、4072万円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入では、第1項・工事負担金を3672万円補正し、資本的収入4492万6000円を見込み、ページをめくりまして、支出では、第1項・建設改良費を3672万円補正し、資本的支出3億698万3000円を計上いたしております。

第4条、他会計からの補助金でございますが、予算第8条本文中、第4次拡張に対する企業債償還経費及び退職手当の支給を、第4次拡張に対する企業債償還経費及び退職手当の支給及び新庁舎建設に伴う松江城水源地さく井工事に改



め、2111万5000円を3672万円補正し、5783万5000円といたします。

次に、補正予算に関する説明に移らせていただきます。

5ページから6ページまでは、水道事業会計の補正予算実施計画でございますが、詳細は後半で説明いたしますので省略させていただきます。

7ページ、予定キャッシュ・フロー計算書、及び8ページから10ページまでの貸借対照表は、企業の資金の流れ及び財政状況を明らかにするものでございまして、内容につきましては省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の詳細な内容でございます。

支出から御説明させていただきます。

款1・資本的支出、項1・建設改良費、目1・原水設備改良費は、工事請負費を3672万円補正しております。

これは、市役所新庁舎建設に当たり、地盤調査の結果、基礎部分について安定した地盤に支持力を求めるくい基礎形式が望ましいことが判明しましたが、当方式では、庁舎敷地内にある松江城水源地の井戸に濁りが発生する可能性が高く、給水区域に影響が及ぶことが想定されるため、水の安定供給を図る目的で予備井戸を整備するために要する経費を計上するものでございます。

続きまして収入でございますが、款1・資本的収入、項1・工事負担金、目3・その他工事負担金で、3672万円を見込んでおります。

これは、新庁舎建設に伴う松江城水源地さく井工事の一般会計負担分でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

**○委員長（成松由紀夫君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませ

んか。

**○委員（亀田英雄君）** これ、新庁舎建設特別委員会でも聞いた話ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

11ページ、3672万、補正予定額は3672万、新庁舎建設に伴う一般会計負担分とありますよね。で、補正予算額全額が、今回は水道会計じゃなくて一般会計から、財源は一般会計から持っていくちゅう話ですたい、と理解してよかですか。

**○水道局理事兼局長（宮本誠司君）** こちらの、今回の補正につきましては、新庁舎建設に伴いまして既設の井戸が濁りますことから、井戸の予備井戸を削井するための経費を、一般会計から補償金としていただくものでございます。で、浄水池ですとか、そちらのほうも建てかえなければいけませんもんですから、そちらの経費については水道事業会計のほうで負担いたす予定でございます。あくまでも、井戸の、井戸が濁るといふことでの補償金ということで、一般会計のほうと話をつけているところでございます。

**○委員（亀田英雄君）** 先日は、もう古うなったけんどうせかえんばんとですけんという話で、落ちついたような気がしたもんですけん、何となく変な感じがしたもんですけんが、その負担割合っていふとはどんくらいすつとですか。

**○水道局理事兼局長（宮本誠司君）** 先日の発言のほうちょっと私のほうが、誤解を招くような発言でございまして、失礼いたしました。

今設計の段階でございまして、まだ、金額申し上げていいのかわかりませんが、まあ…

**○委員長（成松由紀夫君）** 言われないうつは言われなくて結構ですよ。

**○水道局理事兼局長（宮本誠司君）** はい。一部でございます、この井戸の部分は。で、そちらの浄水池等も、解体ですとか建設とかに伴う

ところであるんですが、こちらのほうはもう老朽化しておりますもんですから、こちらのほうはもう、水道事業会計のほうで新たに、またつくり直すものでございます。

○委員（亀田英雄君） 今度水道事業と一般会計、負担割合を決めたわけじゃなくて、その負担割合はどんくらい、負担割合はしたっじやなかですかと思った、だけん聞いたんですたい。負担割合あれば、負担割合ば教えてください。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） こちらのほうは負担割合ということではなくて、もう、井戸の補償という形でございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） で、一般会計負担分、水道会計における一般会計で、今回一般会計ば入れたけん、一般会計からの負担分っていうとは、総額どのくらいなつとですか。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） こちらの松江城水源地の建てかえということによろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 水道会計全体における、一般会計の割合や。総額と割合。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 現在一般会計から繰り入れを行っておりますのが、第4次拡張工事に係る一般会計の元金償還金ですとか、そういうのがございますが、こちらは、今ちょっと、額はありませんけど……。

○委員長（成松由紀夫君） 誰か答えられませんか、担当課。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 29年度予算では、472万4000円。こちらプラス、この3672万が補正されるものです。

○委員（亀田英雄君） まいっぺんよかですか。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） はい。472万4000円です。

○委員（亀田英雄君） 了解です。はい、了解です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 担当課はできるだけ丁寧に、資料があるものはお答えしてください。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第105号・平成29年度八代市水道事業会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時36分 小会）

（午前10時37分 本会）

◎議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（黒木信夫君） それでは、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、農林水産業費関係分につきまして、農林水産部、橋永次長より説明をいた

します。よろしくお願いいたします。

**○農林水産部次長（橋永高德君）** それでは、座ってから説明させていただきます。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正における人件費の補正内容につきまして説明させていただきます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、昨年度熊本地震の影響により実施を見送っていたことから、本市におきましては2年ぶりの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず給料表につきましては、水準を平均0.25%引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げ改定となっております。この改定による引き上げ対象者は、全会計で782名となっております。次に期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.2月から4.4月へと0.2月引き上げるものでございます。

給与改定以外の要因といたしましては、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。別冊補正予算書・第6号の13ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費でございますが、職員6名分の給与改定の人件費補正として661万1000円を追加し、補正後の額を7677万7000円とするものでございます。

次に、目2・農業総務費では、職員54人分の人件費補正として451万8000円を追加し、補正後の額を4億8086万4000円とするものです。

次に、目6・農事研修センター費では、職員3人分の人件費として646万3000円を減額し、補正後の額を2279万4000円とす

るものでございます。

主な要因としましては、人事異動による職員数の1名減によるものでございます。

次に、目8・農地費では、職員13人分として1512万3000円を追加し、補正後の額を12億2076万6000円とするものでございます。

主な要因としましては、給与改定と、人事異動による職員数2名増によるものでございます。

次に、目12・地籍調査費では、職員19人分の人件費として1068万5000円を追加し、補正後の額を3億4349万7000円とするものでございます。

主な要因としましては、給与改定と、人事異動による職員数1名増によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項2・林業費、目1・林業総務費でございますが、職員8人分の人件費として506万4000円を減額し、補正後の額を5914万1000円とするものでございます。

主な要因といたしましては、人事異動による職員数1名減によるものでございます。

次に、目4・林道新設改良費では、職員2名分の人件費補正として271万6000円を減額し、補正後の額を1億3826万8000円とするものでございます。

要因といたしましては、人事異動によるものでございます。

次に、項3・水産業費、目1・水産業総務費でございますが、106万2000円を追加し、補正後の額を3730万4000円とするものでございます。

職員5名分の給与改定による人件費補正でございます。

以上で、一般会計補正予算・第6号中、農林水産業費関係分の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

**○委員長（成松由紀夫君）** それでは、以上の

部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 質疑というかですね、せっかくこの、前回上げなかった、今回上げるということで、まあしかし人事課長が来とんなるけんと思ってからちょっと言うのですが、7200万、これは経済効果のあるものにしてほしかつですけど、そういうのを何かこう、見込みというか期待というか、何かなかですか。質問なもんだけんちょっと。経済効果のあるものにしていただきたくつですよ、せっかくなら。そういうふうな期待を込めて何かコメントをいただければ。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願ひいたします。

今議員さんからありましたように、昨年度はですね、熊本地震の影響等もですね、勘案したところで、非常にですね、職員の皆さん、苦勞されている中ではございましたが、給与等の引き上げについては見送らせていただいたという状況がございます。

今年度は2年ぶりの改定ということになりますので、特に、勤勉手当のほうについてはですね、昨年度を含めて2年分の引き上げということになりますので、恐らくは、職員の皆さんですね、それをもって、年末に向けてですね、いろいろな商品の購入ですとか、会合ですとかいうふうについてですね、積極的にですね、参加をしていただいて、経済効果は期待できるものと私のほうは思っているところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） 期待を込めての答弁ですね。

○委員（亀田英雄君） 済みません、失礼なちょっと質問だったのですが。

そして、仕事のモチベーションもですね、持っていただければなと思います。これは意見でした。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第5款・農林水産業費についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時45分 小会）

（午前10時45分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費、第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長（辻本土誠君） それでは、議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、第6款・商工費並びに第9款・教育費の所管分につきまして、桑原次長から説明いたさせますのでよろしくお願ひいたします。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） よろしくお願ひ申し上げます。では、座らせていただいて説明をさせていただきます。

ただいま辻本部長のほうよりありました、経済文化交流部所管分につきまして御説明を申し上げます。

一般会計補正予算・第6号の15ページをお開きをいただきたいと存じます。

人件費の補正についてということでございますが、内容につきましては、先ほど農林水産部のほうより説明がっておりますので割愛をさせていただきます。

人件費につきましては、経済文化交流部関係では、このページの商工総務費、また、20ページの文化施設費、文化財保護費、21ページ

の社会体育総務費及び社会体育施設費で、それぞれ計上をいたしております。それぞれにつきまして、人事異動、また、給与改定等に伴う増減に伴う補正でございます。

全額一般財源でございます。

それでは、15ページの、款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費でございますが、職員38人分の補正として1406万8000円の減額で、補正後の額が2億9675万5000円となっております。

次に、飛びまして20ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費でございますが、職員8人分の補正として855万6000円の増額補正で、補正後の額が1億7219万3000円となっております。

そのページの一番下段でございますが、款9・教育費、項7・社会教育費、目6・文化財保護費で、職員11人分の補正として214万8000円の増額補正で、補正後の額が2億636万4000円となっております。

次に、21ページでございます。

項8・社会体育費、目1・社会体育総務費でございますけれども、職員8人分の補正として1707万5000円の増額補正でございます。補正後の額が、6940万4000円となっております。

その下、目3・社会体育施設費でございますけれども、職員4人分の補正として409万7000円の増額補正で、補正後の額が2億4337万円となっているところでございます。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

**○委員長（成松由紀夫君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（成松由紀夫君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

**○委員（西濱和博君）** 先ほどの農林水産業費も含めてなんですけれども、総じて、きょう人事課長おいでですので、要望という形で意見言わせていただきたいと思います。

今回の今年度の人事院勧告、いわゆる国公準拠については、2年ぶりということで、御説明のとおり賛同いたしたいと思います。震災、とりわけ大変な作業の中、市民の公共福祉のために頑張っていたいただいた職員の皆さんを評価したいと思います。

一方で、今国のほうの政策として、働き方改革叫ばれております。公務の場でも率先してですね、実践なさっていらっしゃるのだと思いますが、とりわけ時間外勤務等の取り組みにつきましては、時間外縮減、慢性的な課においては、なお一層のお取り組みと、あわせて、当たり前のことが当たり前に取り扱われるように、いま一度周知徹底の契機としていただければというふうに思います。

以上、要望とさせていただきます。

**○委員長（成松由紀夫君）** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（成松由紀夫君）** なければ、これより採決いたします。

議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（成松由紀夫君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時51分 小会）

(午前10時52分 本会)

◎議案第117号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第3号

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第117号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長(宮本誠司君) 水道局、宮本でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第117号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第3号について御説明いたします。

別冊になっております、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7944万5000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

3の歳出から説明させていただきます。

款1、項1・簡易水道事業費、目1・簡易水道総務費でございますが、125万8000円を追加し、補正後の金額を4567万9000円といたしております。

内容につきましては、給料3万9000円、職員手当等73万5000円、共済費48万4000円、合わせて125万8000円の増額補正を行うもので、給与改定や人事異動、共済組合負担金率改定等の影響によるものでございます。

次に、2の歳入でございますが、款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金で125万8000円を増額し、補正後の金額を1億2913万9000円にいたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、以上の

部分について質疑を行います。質疑ございませつか。ございませつか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いたします。ありませつか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第117号・平成29年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第3号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第118号・平成29年度八代市病院事業会計補正予算・第1号

○委員長(成松由紀夫君) 次に、議案第118号・平成29年度八代市病院事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○市立病院事務部事務長兼医事係長(田中智樹君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)院長本日本外来診療中のため、欠席させていただくことをお許しくささい。

それでは、議案第118号の平成29年度八代市病院事業会計補正予算・第1号について御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。

それでは、1ページを、資料の1ページのほう、議案書の1ページのほう、お願いたします。

今回の補正の主な内容は、給与改定のほかに、人事異動、退職者に伴う人件費の減額補正でございます。

第2条の収益的収入及び支出におきまして、

収入では、第1款、第2項の医業外収益を、563万7000円減額いたしまして2億686万1000円とし、病院事業収益の総額を3億4459万4000円とするものです。

次に支出では、第1款、第1項の医業費用を、1240万7000円減額しまして4億4014万3000円とし、病院事業費用総額を4億4290万9000円とするものです。

次の2ページの第3条では、今回の減額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用できない経費の金額を、2億9667万3000円から1240万7000円減額し、2億8426万6000円と改めるものです。

第4条では、他会計からの補助金として、特別な理由で収入する補助金、つまり、仮設外来診療棟設置に係る元利償還金と、事務従事医療職員の給与費を、今回の補正にあわせ1億4214万4000円に減額し改めるものでございます。

次の3ページから10ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

補正予算明細書にて、今回の補正の内訳を御説明いたします。

収入では、款1・病院事業収益、項2・医業外収益、目1・他会計負担金、節1・他会計負担金を、563万7000円減額補正をお願いするものでございます。これは、一般会計より繰り入れる負担金のうち、児童手当に係る経費の増加と、事務従事医療職員18名分の給与改定及び年度途中での退職者1名による給与費の減額でございます。

支出では、職員総数が36名から33名に減少したことから、款1・病院事業費用、項1・医業費用、目1・給与費のうち、節1・給料を1015万円、節2・手当95万6000円、節4・法定福利費130万1000円をそれぞれ減額し、合わせて1240万7000円の減

額補正をお願いするものでございます。

12ページ以降は、給与費の詳細な明細書でございます。今回は説明を省略させていただきます。

以上、病院事業会計補正予算について御説明を申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第118号・平成29年度八代市病院事業会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのために小会いたします。

（午前10時59分 小会）

（午前11時01分 本会）

◎議案第112号・八代市市民農園条例の制定について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第112号・八代市市民農園条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○農林水産政策課長（小堀千年君） おはようございます。農林水産政策課の小堀でございます。

私のほうからは、議案第112号・八代市市

民農園条例の制定についてを説明させていただきます。座らせて説明させていただきたいと思っております。

今回の案件は、当課が所管しております八代市千丁ふれあい農園及び八代市鏡さわやか農園、この2つの施設につきまして、現在それぞれに定められている条例を統合し、新たに八代市市民農園条例を制定するもので、また、この統合にあわせまして、両農園の貸付料の統一を行うものでございます。なお、これに伴い現行の2つの条例は、新条例の附則において廃止をするものでございます。

まず、条例案を提出するに至った経緯を少し説明させていただきたいと思っております。

千丁、鏡の2つの市民農園につきましては、平成17年の市町村合併以前から、それぞれの町で設置、運営されてきているものでございまして、条例や貸付要綱につきましても、それぞれに引き継ぐ形で現在に至っております。

しかし、昨年の定期監査におきまして、貸付要綱に現状に即していない部分があり、改正の検討を行うようにとの御指摘をいただいたところでございます。あわせまして、類似する2つの施設の要綱の統合についても、検討してほしい旨の御指摘もいただいたところでございます。

そこで、課内で統合について検討いたしました結果、この施設につきましては、今後とも市民の農業への理解と関心を深めてもらうために必要な施設、事業であるということから、その要綱等につきましては、わかりやすく利用しやすいものとするため統合したほうがよいと判断いたしまして、また、この際、貸付料金についても統一し、その料金がうたわれております条例についても統合することとし、今回の提案に至ったという次第でございます。

それでは、条例の具体的な内容を、議案の14、15ページで説明したいと思います。

第1条には設置の目的、第2条には農園の名称と位置を、第3条には市民農園の業務を、第4条には貸付対象者を市民とすることなどを定めているところでございます。

第5条には、貸し付け申し込みについて、あらかじめ市長に申し込みを行うこと、同第2項では、(1)(2)に該当するときは貸し付けをしないことができることを、また、第6条では、(1)から(4)に該当するときは貸し付けを取り消すことができることを定めております。

そして第7条でございますが、ここには貸付料を定めております。

その具体的な額につきましては、15ページ下段の別表をごらんいただきたいと思います。千丁が1区画35平米で年額3000円、鏡が、こちらは1区画33平米で同じく3000円にしております。貸付期間は、4月から翌年3月の1年を単位としておりますが、1年に満たない場合は月割りによる算定にて料金をいただく旨を、表の下の備考に記載しております。

なお、千丁は、全36区画のうち2区画を身障者用の区画としておりまして、これは車椅子でも作業ができる程度の高さまでブロックで高さを上げたもので、1区画、これは車椅子の通路などを除いた実面積となりますが、約7.8平米程度でございまして、1500円としております。千丁の貸付料は、いずれも従前のとおりの料金でございます。

一方、鏡につきましては、全部で59区画でございますが、現在1区画当たり5000円の貸付料をいただいております。これは、小型の耕うん機など、機械、器具の使用料を含んだ料金体系となっております。しかし、今回の条例の統合に際し、これらの農業機械、器具の貸し出しは廃止いたしまして、農地のみ貸し出しとし、料金を千丁と同じく3000円としたいと



考えております。

そのようにする理由としまして、1つに、千丁の利用者との公平性を確保することが挙げられます。仮に千丁にも機械類を設置するとなった場合、新たな財政負担が発生すること、それと、その場合、千丁の利用者の料金を値上げすることになり、利用者の負担が増すこと、それから、現在の鏡の機械は、年数も経過しております更新時期を迎えておりますことから、これらを更新しそれを維持していくためには、さらなる財政負担が伴うといったことも挙げられます。そして、また、機械の取り扱いということで、不慮の事故等安全管理上の問題もあるというようなこともございます。こうしたことを総合的に考慮しまして、千丁にそろえる形で3000円としたところでございます。

次に、第8条では、徴収した貸付料については原則還付しない旨を定めております。

第9条は、減免措置について定めております。これは、行政機関や教育機関等、公的機関が行います行事、例えば試験栽培、体験農園などを想定したものでございます。

それと第10条では、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしております。

それと、附則としまして、施行日、それから旧条例の廃止、それと経過措置としまして、旧条例によりなされました決定、手続その他の行為は、新条例が適用される旨を記載しております。それに、八代市暴力団排除条例における本条例の関係部分の修正を記載しているところでございます。

以上、八代市市民農園条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 説明のあった部分かも

しれんとですが、もう合併して12年ですよ。で、これまで統合できなかった理由っていうのは、何かあったならば教えてください。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答えますか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 特段できなかったといいますか、これまで特に、それぞれの条例で問題なく運用ができてたという部分があるかと思えます。で、今回、冒頭申し上げましたように監査の御指摘をいただいたところで、見直すきっかけというところで、今回統合というようなところになったところでございます。

○委員（亀田英雄君） 料金のことですが、もう理解するようにいたします。料金のことですが、千丁に合わせるという形をとられたということなんですが、これは高いほうに合わされたのか安いほうに合わされたのか、ちょっと教えてください。

○委員長（成松由紀夫君） 課長、少し大きい声で。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。今現在は、鏡のほうに5000円いただいております。（委員亀田英雄君「安いほうちゅうこと」と呼ぶ）はい。千丁が3000円で、安い3000円の千丁のほうに合わせてさせていただくというふうなところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） これ、貸付条件を統一するちゅう、ここの7条関係の表ちゅうことで見ると、千丁が1区画35平米ですね。と、鏡が33平米。料金のほうは統一されたってことやけど、面積はこれは、どういう理由でこういうふうな数字が少し違うんですか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） もう以前からもうこの区画で割ってあるわけございま

すけども、もともとの1枚の田んぼをこの区画で割って、それぞれの、鏡が59区画、それと千丁が36区画というようになるところになって、それが2平米の差があると。当時はもう別々の町でつくられたものでございますので、こういうふうな区画が若干違っておるという状況でございます。

○委員（増田一喜君） ということはもう、もともとはそういうふうな割り方してあったということですよ。千丁さんのほうがちょっと広がったちゅうことですね。（農林水産政策課長小堀千年君「そうですね、はい」と呼ぶ）

それまたすると今度は余分なやつがかかるわけですよ。予算ちゅうか、これをまた平米数まで合わせていくと、大変な作業になるということですよ。

○委員長（成松由紀夫君） 挙手の上発言。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい、そういうことでございます。

○委員（増田一喜君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（高山正夫君） 3条中に、販売を目的としない野菜、花等の栽培というのが書いてあります。1人当たり1区画以上借りれたりするんですか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 基本、原則は1人1区画とさせていただいておりますが、その残余がある場合、貸出期間を一応設けてそこで受け付けをしまして、その後まだ残余がある場合は、また、2区画とかいう場合も可能であるということでございます。

○委員（高山正夫君） 最近、いろんな無人販売、もう大分減ってきましたかね、例えば道の駅とかそういう何か販売、農業の野菜等も販売しやすいような状況になってますので、例えばこの1区画3000円ちゅうことであれば、普通の農地を持ってられる方もいろんな部分ある

んでしょうけども、経費的に安くつくという可能性もあるのかなという感じがしたものですから、そういったところにはつながっていかないのかなという、気になったところです。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） もう一ついいですか。利用頻度というのは、もう、わかりますか。あいとるところがあつとってかっているんですが。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 29年度現在の利用状況につきましては、千丁が36区画中36区画、100%今埋まってる状況です。と、鏡につきましては今年度は、59区画のうち36区画ということで、稼働率といえますか利用率は61%というような状況になっております。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第112号・八代市市民農園条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第113号・八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第113号・八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○農業委員会事務局長（橋本勇二君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農業委員会事務局の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第113号・八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

今回の案件は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、関係する本市条例の制定等を行うものでございます。

本件に関しましては、10月11日に開催されました本委員会の所管事務調査で、本市では平成30年8月1日に法改正後初めての農業委員の改選を迎えること、その準備として条例改正等があることなどを、制度の概要とともに御説明申し上げたところでございます。

そこで、本日は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定及び現行条例の廃止、並びに報酬に関する条例の一部改正などを御提案するものでございます。

なお、今回の条例案を提出するに当たりましては、農業委員の代表者による定数等見直し検討委員会で検討しました素案を、農業委員会の全委員で協議し総意により決定したものを、条例案として御提案しているところでございます。

それでは、条例の内容を、議案書18ページで御説明したいと思います。18ページをお願いいたします。

まず、第1条です。法律の農業委員の定数及び最適化推進委員の定数に関する条項を受け、趣旨規定として定めたものです。

第2条で、農業委員の定数を19人、第3条

で、最適化推進委員の定数を29人としております。

農業委員の定数につきましては、国の考え方は、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、現行の定数の半分程度にすることにされています。農業委員は、市内全域の意思決定を行うため、区域等を設定、区域分けして任命することはできないものの、検討委員会の中では、地域に応じた活動を行うためには、現在17ある農業委員の担当校区ごとに最低1名程度は必要であると判断し、これに国が積極的な登用を求めている女性農業委員1名と、任命が必須とされております中立委員1名を加え、合計19名としたところでございます。この定数案につきましては、国が定める上限は八代市の場合は19名でございますので、上限いっぱい提案となっております。

次に、最適化推進委員につきましては、国の定める基準は農地面積100ヘクタール当たり1人程度とされており、本市の場合は63名が上限となりますが、本市における適正な人員数については、最適化推進委員の業務内容や業務量などを加味しながら、現在の農業委員の担当範囲を基本に、これに農業者数、経営耕作面積に応じて必要最小限の人員配分を行い、29名としたところでございます。

次に附則でございますが、第1項では施行期日、第2項で現行条例の廃止、第3項は新たな農業委員選任までの経過措置について定めているところでございます。

附則第4項につきましては、八代市報酬及び費用弁償条例のうち農業委員に関する部分を、この附則において改正するものです。

18ページ下段の表にありますように、現在は各役職に応じた月額が示されておりますが、改正後は、19頁にありますように、これまでの3つの役職に農地利用最適化推進委員の項目を追加し、それに、基本給の月額及び、能率給

として予算の範囲内で市長の定める額としております。すなわち、現行の月額報酬方式から、改正後は月額報酬と能率給の併用方式とし、能率給の部分につきましては、国が制度改正に伴い新規予算として創設いたしました、農地利用最適化交付金を全額充当して支給するものです。この農地利用最適化交付金につきましては、農業委員や最適化推進委員の活動実績や成果に応じて交付されるもので、定額ではないことから、予算の範囲内で市長の定める額としていくところと見られます。

具体的な金額につきましては、19ページにあります別表第1のとおりになりますが、基本給については、現行の月額報酬より6000円を減額したものと見られます。これに、能率給といたしまして、ただいま申し上げました農地利用最適化交付金を委員の活動と成果に応じて配分することとし、一定の活動を行えば現行の金額程度となるように考えております。能率給の詳細につきましては、別途要綱等で定める予定でございます。

最後の第5項については、新たな農業委員選任までの報酬についての経過措置を定めているところと見られます。

以上、提出案件の説明とさせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

**○委員長（成松由紀夫君）** 以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

**○委員（増田一喜君）** 附則のところのこの、3項ですかね、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律云々としてある、ここんところもうちょっとわかりやすく説明してもらえれば、助かりますけれども。従前の例によるとか、在任するものとされる、適用せずとかなってくる……。

**○農林水産政策課長（小堀千年君）** ここにございますのは、経過措置についてでございます。この新しい条例を定めると、現行の農業

委員さんの扱いはどうなるのかということになりますけれども、それまでの間、現行の農業委員さんたちは従前の条例によるというところを、この条文に書いてあるところと見られます。

今、現在この条例をなぜ定めるかっていうと、次の改選は来年の8月1日でございますけれども、それ以前に募集等を行わなければならないということで、その募集は新しい条例によらなければならないので、今条例を定め、と、任期7月31日までの現行の農業委員さんたちの取り扱いは、現行の条例によるよというところを、そこの経過措置として書いて、3項には書いてあるところと見られます。

ちょっと条文がわかりづらいと思いますが、そういった意味合いのことになるかと思っております。

**○委員長（成松由紀夫君）** 増田委員、御理解いただけますか。

**○委員（増田一喜君）** ということは、ここにありますがけれども、施行期日でこの条例は公布の日から施行するとなつとるから、それは、まだ先に公布されるちゅうことですね。それから新たに、この推進委員さんですかね、最適化推進委員さんとか、そういうのが定まってくちゅうわけでしょう。だからそれまでは、従前どおりの、今農業委員会の委員さんたちがそのまま残っていくちゅうことですよ。次の、変更になる公布日以降に、こういうふうには推進委員さんが出てくるからって、それをするんですね。

だからこの3項ちゅうのは、公布されたらもうなくなってもいいというふうな解釈でいいのかな。もう新たなところになっていくから。そういう意味で書いてあるんでしょ。

**○農林水産政策課長（小堀千年君）** はい。今、議員さんがおっしゃったとおりでございます。それまでの、経過措置というふうなことで

ございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第113号・八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第114号・八代市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第114号・八代市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 水道局、宮本でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第114号・八代市水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由でございますが、平成30年4月1日から、水道料金関係の窓口業務、調定・収納業務、滞納整理業務等を民間事業者へ包括委託することに伴い、業務の効率化を図るため、水道メーターの管理事務を見直すものでございます。

お手元にお配りしてあります資料の、新旧対照表をごらんください。

現行の第22条、メーターの管理でございますが、第1項におきまして、メーターを取り外して管理しなければならないこととして、第1号、水道の使用者または所有者から30日を超える使用休止の申し出があったとき、第2号、水道の使用者または所有者から使用休止の届け出があったから30日を超えて再開栓の届け出がなかったとき、第3号、使用料、手数料等の未納があったときとあります。

現在、第1号、第2号の規定により、30日を超える使用休止の場合、メーターを取り外して管理し、第2項の規定により、再開栓の届け出があったときにはメーターを取りつけています。しかし、30日ではメーターの取り外し、取り付けが頻繁となりますので、メーターの管理を、3カ月や6カ月の使用休止の場合メーターを取り外すなど運用の幅を広げ、業務の効率化を図れるようこの条項を削除し、次条以後を1条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、第1項第3号の規定により使用料、手数料等の未納により給水を停止する際には、止水栓の取り外し等により対処いたします。

施行期日は、平成30年4月1日からの施行とするものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・八代市水道事業給水条例の

一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部退室のため小会いたします。

(午前11時28分 小会)

---

(午前11時30分 本会)

◎陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用について

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回当委員会に付託となりましたのは、継続審査の陳情1件及び新規の陳情2件であります。

それではまず、陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりです。本件について、御意見等はありませんか。ありませんか。執行部を入れることも可能ですが。

○委員(増田一喜君) ちょっと聞きたい。前にちょっとこれについて説明があったような気が……、解体するような話を聞いたけど、ちょっとそこをもう1回聞いてみたいと思うんですけど、よろしいですか。

○委員長(成松由紀夫君) はい。まだ説明は前にもあっておりませんので、執行部を入れてその説明を聞きたいと思いますが。

ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会します。

(午前11時32分 小会)

(午前11時33分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

○委員(増田一喜君) 前、食肉センター解体云々というのはちょっと聞いたような記憶はあるんですけども、そっから先でどうなっているのかなという。何らかの計画があるとかいうことであれば、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、本件に関し執行部からの説明を求めます。

○農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史君) 農業振興課、豊田です。

食肉センターの、ことしの3月の議会におきまして、食肉センターの廃止、条例の廃止ということ、解体に向けての廃止ということで、議決いただいたところでございます。

その後でございますが、10月ごろに地元の方との打ち合わせなどを行いまして、そして、11月16日です、地元の代表者の方々、これはまちづくり協議会、西宮町内とか、この要望書を上げられた方々6名の方と、まちづくり協議会の会長様、役員様に対しまして、食肉センターの解体工事を行いますということでの説明を、業者が決定しましたので着工いたしますということの説明を行いました。そして、11月20日に住民説明会を、この16日の代表者の説明会の中で、住民の方にも説明していただきたいというような要望がございましたので、11月20日ですが、11区と10区、西宮町の11区と10区の方を中心として、そのほか近隣の方々も含めた、説明会を行っております。

説明会ではもう、工事の概要、そして、大型車両の通行経路などですね、そして、いつごろ完了見込みかということをお説明申し上げました。完了見込みは3月中旬を予定しておりますということで説明して、天候によっては延期もあり得るかもしれませんということで説明をして、皆さん了承いただいたと。

その中で、跡地の利用はあるのかというような質問ありましたが、現在のところ未定でございますということです。決定したものはございません。過去に、西宮町、宮地町から、宮地校区のほうから、公園としての整備というような要望もございました。そういったものを踏まえて、今後検討していくものでしょうと。

で、跡地の利用につきましては、二面性な使い方があると思いますということで、まず当面の使い方、跡地利用が正式に決定するまでの利用の仕方、そして、跡地利用計画が決定した後の、その跡地利用計画の検討の仕方というものもあると思いますということを御説明申し上げ、当面の使い方としましては、まず解体後、更地、そして砂利敷きにしまして、地元の方々に開放することを予定しておりますということを御説明申し上げました。

で、地元の方々の意見としましては、できるだけ、違法駐車とか、何か、もうほかの人が入らないように、通常は施錠していただきたい。そして、地元が何か利用したいときには、鍵を開錠していただいて利用するというようなやり方をしてくださいというような要望がございましたので、現在それに向けてちょっと検討しているところでございます。

その後、跡地利用の、正式な跡地利用の計画というのは、まだ、どうやっていくかということは決まっております。現在は、庁内におきまして連絡調整会議を設置しまして、その跡地利用計画を検討するに当たりましてどういった方向で検討していくかということを、今庁内のほうで、関係各課で検討しているところでございます。

現状としては以上でございます。

○委員（増田一喜君）　ということはまだ、執行部としては別段何も計画はないということで、今のところは理解しとってよかですね。（農業振興課長兼食肉センター場長豊田浩史君「はい。

現時点では、正式な計画は……」と呼ぶ)

○委員長（成松由紀夫君）　挙手の上発言。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君）　失礼いたしました。現時点におきましては、正式に決定したものはございません。

○委員長（成松由紀夫君）　よろしいですか。

○委員（増田一喜君）　はい。

○委員長（成松由紀夫君）　ほかにございませんか。

○委員（高山正夫君）　これ、意見になるかと思いますが、先ほど、当面砂利敷きで住民の方が利用しやすい。全面砂利敷きだったら、何か土地的には利用しにくいかなというところがあります、全体を砂利敷きするんです。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君）　除草など、雑草の繁茂がございますので、砂利敷きで管理していきたいと考えております。全面を砂利敷きで検討しております。

○委員（高山正夫君）　だったら、車ぐらいいかめられないかなというふうな感じがしますけどですね。要は、全面砂利敷きだったら、例えば、子供たちが何か運動するときなんか、ちょっと厳しいかなという感じがするんです。

○農業振興課長兼食肉センター場長（豊田浩史君）　日常での運動というものはですね、考えておりません。というのが、説明会の中で、通常人ができるだけ入らないような管理をしていただきたい地元の声が、要望ございました。頻繁に出入りされると、何か、そこが結局たまり場になるんじゃないかというような御心配もありましたので、できるだけ地元の危険を抑えるという意味でもですね、そういったものがないように通常は施錠して管理すると。で、地域の人たちが利用されるときに、町内で利用されるぐらいのときに、開錠してから開放するということを考えているところでございます。

○委員長（成松由紀夫君）　地元の声を反映させてという旨の答弁ですが、高山委員よろしい

ですか。

○委員（高山正夫君） あ、了解です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。（委員庄野末藏君「なし」と呼ぶ）

なしではなくて御意見を。庄野委員、この請願、陳情でありますので、なしでは困りますので。

○委員（庄野末藏君） はい、わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） 御意見を。（委員庄野末藏君「あそこの宮地の……」と呼ぶ）挙手の上発言をお願いします。

○委員（庄野末藏君） 宮地ですね、食肉センター跡地、かなり面積もあると思います。で、あそこ、以前もですね、私もいろいろ利活用したことあつとですけど、今後は、そういう砂利敷きということで、やっぱ将来ちゅうか地域の人たちも大分、そこら辺の草が除草作業せないかぬというような懸念もあるだろうし、そういうことであれば、利用するときも地域の人たちも砂利だったら相当困るだろうし、何らかのほかの方法ちゅうのはないだろうかなという気持ちもすつとですけどね。

で、しっかりまちの人たちとも協議して、最善の改善ちゅうかですね、やってほしいなというふうに思っております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） なかなか難しい問題だろうと思うとですよ。やっぱこれには、何か、施設をつくってほしいちゅうようなことも書いてあるから、またこれ予算伴うから、それだけできるのかなとか、また、その必要性があるのかなというのを、いろいろ考えないけぬとは思いますが、なかなかきょうどうのこうのと言うことはできないのかなという気がしますね。

しばらくは継続してそれをちょっと勉強しながら、考えていかないけぬことかなと思いますので、できれば、今回は継続で、ちょっと勉強させていただきたいなと思いますけど。

○委員長（成松由紀夫君） 今、継続審査の御意見が出ました。ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 今、担当課長さんのほうから、御説明も伺いました。昨年3月の条例、基づいて今取り組みなされてるということではございませぬが、御説明の内容も踏まえまして、増田委員からもございませぬが、当委員会としても、引き続きまた本件については、継続して審議していくというあり方を求めたいと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第4号・八代市食肉センター跡地利活用については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。（「継続」と呼ぶ者あり）継続です。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

それでは、一旦小会いたします。

（午前11時43分 小会）

（午前11時44分 本会）

◎陳情第10号・球磨川放流用稚アユの安定的確保に向けての支援について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、陳情第10号・球磨川放流用稚アユの安定的確保に向けての支援についてを議題といたします。



要旨は文書表のとおりであります、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(成松由紀夫君) 本件について、御意見等ございませんか。

○委員(亀田英雄君) 内容、この要旨については、ぜひ採択願いたいという感じがいたすものなのですが、今漁協のほうは、いろいろ、しゃしかいよんなさるですたいね。で、こっば可決することによって、このことを、何かこう、認めるという感じにならぬばよかったですけどね。その辺の、どげんみんな考えなんですか。どうでしょうか。(「小会、小会しますか」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 小会、小会します。  
(午前11時46分 小会)

-----  
(午前11時49分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。  
何かございませんか。

○委員(北園武広君) 担当課からですね、具体的な話を伺いたいと思いますけども。

○委員長(成松由紀夫君) ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの御意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。  
しばらく小会します。

(午前11時49分 小会)

-----  
(午前11時53分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。  
それでは、本件に関し質疑ございませんか。

○委員(亀田英雄君) これ、出された陳情書は、漁協と、漁協の総意ということで理解して、——したいんですけど、何かそんなことで影響があるとお考えですか、執行部として。

○水産林務課長(竹見清之君) この陳情につきましては、球磨川漁協として出されておりますので、そちらの方向で進めていただければと思います。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

○委員(増田一喜君) こういう御心配があるということで、組合、球磨川漁協の大体総意ということであれば、私は、もう差し迫ってるからですね、もうこの時点でも採択という方法、いいんじゃないかなという気はいたしますけれども。まあ、ほかの方の御意見とかあるとは思いますが。

○委員長(成松由紀夫君) ただいま採択という御意見が出ましたが、ほかにございませんか。

○委員(亀田英雄君) ぜひ、採択をお願いしたいというふうに思います。

○委員長(成松由紀夫君) 採択の御意見が2つ出そろいました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第10号・球磨川放流用稚アユの安定的確保に向けての支援については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 異議なしと認めます。

小会いたします。

(午前11時55分 小会)

---

(午前11時56分 本会)

◎陳情第11号・八代市立病院再建について

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、陳情第11号・八代市立病院再建についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(成松由紀夫君) 本件について、御意見等ありませんか。

○委員(亀田英雄君) 市長の方針が示された中で、もういかんともしがたい話という話は理解する中でですよ、内容とすれば今まで言ってきた内容です。市長の方針が示されたからといって、否決する話でもないという、私それ、これはもう個人的な話ですので、採決を願えればというふうに思います。

○委員長(成松由紀夫君) 採決。採択です。

○委員(亀田英雄君) 採択ですね。

○委員長(成松由紀夫君) 採択ですね。

ほかにございませんか。

○委員(増田一喜君) 今亀田委員も言われたように、今回市長の方針、4病院に病床を譲って、それから、外来診療についても、その中のどこかに、譲渡ちゅうんですかね、そういうふうにしてやってもらいたい。

現実には宮地のほうでちょっとお話を聞く機会があったんで聞いたら、やはりね、入院施設は要らない、けどもやっぱり外来診療は残してほしいという意見は聞いたことがあるんですよ。

そういうことからして、市長が出された方針じゃあ外来は、ほかの病院に移すけれども、機能としてはそのまんま残すということだから、地元の人たちのお話にも合致してくるんじゃないかなと思って、この方針が出された以上はもう、継続ということも難しいのかなと思って、

逆に言うともう審議未了という形か不採択かということになりゃあせぬかなと思うんですけども、そこらあたり、採決がとられればですね、採決お願いしたいとは思いますが。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

○委員(北園武広君) 済みません、私ちょっと、この文面の中でですね、ちょっと確認をしたい部分がございます、要旨の中の、文章の中で、上から6行目のところなんですけども、外来患者の診療受け付け、しばらくの間停止しと、で、10月に仮設診療所が設置されということでもありますけども、私が聞いておいた範囲では、地震直後からは外来のほうの診療というのは行われておいたような、認識がございますけども、その辺のところの少し確認のほうお願いしたいので。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、執行部の説明を求めるとの意見が出ておりますので、お諮りします。

ただいま、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会します。

(午後0時03分 小会)

---

(午後0時04分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

それでは、本件に関して質疑を行います。ございませんか。

○委員(北園武広君) 済みません、確認をとらせていただきたいと思います。陳情書の文面の中に、要旨の上から、2、4、6行目のところに、外来患者さんの診療受け付けもしばらく

の間停止しと、で、10月に仮設診療所が設置されということで記載がされておりますけども、私の認識では、直後からの診療、外来診療のほうはなされておったのではないかというふうに認識しておりますけども、執行部のほうに確認のほうよろしくをお願いします。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 外来診療につきましては、地震の直後から、安全なエックス線棟のほうで継続をしておりますので、外来診療を休んだ日はございません。

以上でございます。

○委員（北園武広君） わかりました。ありがとうございました。

○委員（増田一喜君） それからですね、その後のほうに、文章ではですね、何か、6行か、7、8、9、10、11行目ぐらいかな。地震前の平成27年度決算では、経営収支は3300万円の黒字となっていたというふうな記述があるんですけど、これたしか前の議会のときに、委員会のときに確認したけども、帳簿的には黒字だということけれども、実質的にはここに一般会計からの繰り入れがあつて初めて黒字に変えたっちゃうことで、本質的には黒字なんですか赤字なんですかという問いをした覚えがあつてですけど、そんなときには、たしか実際は赤字であるというふうな答弁があつたと思うんですけど、これはどういうふうに。まあ再確認ですけどね。収支、帳簿上であつて本当は、税金を繰り入れたっちゃうことですよ。だから黒字になったというふうに理解していいですよ。

○委員長（成松由紀夫君） 実質収支についての質問でございますが、よろしいですか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 今、委員おっしゃつたとおりでございます。一般会計からの一定の繰入金を繰り入れた結果の、黒字収支という形で、帳簿上の収益計算ではこの数字が出てくるわけでございます。

つまり、医業収支だけにとりますと、そちらのほうで見ますと、27年度は約1億1800万の赤字でございます。

以上でございます。

○委員（増田一喜君） それも、今度の市長が言われたのが、ずっと赤字が継続してる。ということは、もうずっと一般会計からそれだけ血税を投入せないけぬちゃうことだから、厳しい運営状況にあると思うんですよ。

で、そういうところもあるもんだからですね、こういうのがいつまでも黒字黒字と言われるのも、いささかかなと、いささか、うん、ぴんとこないところもあるんですけども、まあそういうふうにして、本当にこれが一般会計繰り入れせずしてこれだけの利益が上がっていつまでもよっていうんだつたらそれは、普通の経営者であれば当然そのまま継続したいと思うんでしょうけれども、実質は、繰り入れてもらってるからこういう、外側から見たところは黒字になってる、だけど中身は赤字だというた、それをどちらをとるかというたら、やっぱり中身が赤字じゃ困るわけですよ。

そういう分も、経済的にもそういうところはあるとは思いますが、ここではその文章のことを言うたつてしょうがないけども、一応もう、執行部、市長としての方針は出されたから、やむなしかとは思いますが。

だけん、先ほども言ったように、審議未了か不採択かという決断をせざるを得ないのかなという思いしております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（西濱和博君） 今、増田委員お尋ねの件で、関連で私も確認したいものですから、お尋ねいたします。

さきの当委員会の決算審査委員会の中でも私お尋ねしました、今回この要旨で27年度の経常収支のことが記載ございますが、過去5年

においても、やはり一般会計から繰り入れ等が  
あって、そのことで、実質収支については赤字  
経営があったんじゃないかなというふうな  
お尋ねもしましたが、いま一度そこをお答えい  
ただけますでしょうか。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹  
君） 委員御案内のとおり、過去5年間におき  
ましてもですね、医業収支のほうでは、毎年、  
先ほど申し上げました27年度が1億1800  
万で、23年度では1億7300万という形  
で、そのぐらいの幅で、医業収支は全て赤字で  
ございます。

以上です。

○委員（西濱和博君） はっきり確認ができて。

次にもう一つ、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○委員（西濱和博君） 要旨の、1、2、3、  
4、下から6行目になりますが、後段のほう、労  
災病院から出されたというふうな表現なさって  
いらっしゃるところですが、ここもですね、明  
確に確認したいところがございまして、この本  
質的な意義としては、病院という労災さんの組  
織として御提出があったものか、あるいは、個  
人の立場でそういうお取り組みなされたのか、  
お尋ねしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 労災病院、公的4  
病院というような流れもありますけれども、労  
災病院が公的な立場で以前のやつは出されたの  
か出されてないのか、確認はとれてるかどうか  
の部分ですが、どちらが答弁されますか。とれ  
てるかとれてないかの部分で、現状でよろしい  
ですよ。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹  
君） こちらの確認のほうはですね、まだ御本  
人の、陳情書のほうにも金子院長代理というこ  
とで書いてございましたのでですね、正式には  
確認はしておりません。ちゅうところで、ま  
だ、わからないちゅう部分がございます。

以上です。

○委員（西濱和博君） 御答弁の内容、理解し  
たいと思いますが、あわせてましてですね、署名  
のことも続けて書いてございますけど、この署  
名が提出された経緯についてもですね、参考ま  
でお聞きしたいと思います。お答えできる範  
囲内で結構ですので、その概要について御説明  
いただけますでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 時系列だと思っ  
てますが、わかられてる範囲で。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹  
君） この後段の、8622筆の署名につき  
ましてはですね、詳しいことは、当方のほう、  
当院のほうもですね、これ、把握はしておりま  
せん。なんせ、署名の内容につきましても、署  
名をもらった段階でこれ中身のほうは一通り見  
せていただいたんですけども、引き渡し、署名  
を市長のほうに出されるときにも同席はしたん  
ですけども、市議員の方々が中心になって集  
められたちゅうことだけしか、当方ではもう知  
ることはございません。

○委員（西濱和博君） 承知しました。お答え  
できる部分ということで、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、採択と  
不採択、審議未了と出ておりますが、——あ、  
西濱委員はどちらだったですか。

○委員（西濱和博君） 取り扱いについての部  
分に、意見を申し上げたいと思いますが、この  
ことにつきましては、一応私がお尋ねしたいこ  
ともお答えいただいたことを踏まえましてです  
ね、一応、市としての方針も示されたことを踏  
まえまして、不採択を求めたいと。

○委員長（成松由紀夫君） 増田委員、今、不  
採択という御意見が出ておりますが。

○委員（増田一喜君） 不採択で構いません。

○委員長（成松由紀夫君） で、採決を諮って

よろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ  
り採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第11号・八代市立病院再建について  
は、採択と決するに賛成の方の挙手を求めま  
す。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手少数と認め、  
本件は不採択とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了  
いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について  
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、こ  
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認  
め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後0時14分 小会）

（午後0時16分 本会）

#### ◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議  
題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振  
興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に  
関する諸問題の調査、以上の2件であります。

このうち、まず、産業・経済の振興に関する  
諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言

の申し出がっておりますので、これを許しま  
す。

#### ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（台 湾基隆市との友好交流について）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、台湾基  
隆市との友好交流についてをお願いいたしま  
す。

○国際港湾振興課長（緒方 浩君） 皆さんこ  
んにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国  
際港湾振興課の緒方でございます。

お手元に置いてあります、A4、1枚の台湾  
基隆との友好交流についてということで、御説  
明をさせていただきます。失礼ながら、もう座  
って御説明させていただきます。

台湾基隆との友好交流につきまして、御説明  
をいたします。

まず、経緯、現状といたしましては、八代港  
が国際物流、そして人流の拠点としてさらなる  
発展を遂げるため、東南アジアの玄関口として  
の台湾との航路開設が重要と考えまして、航路  
開設を含め相互の発展に向けて、平成27年8  
月に、八代港と基隆港との間で友好交流の確認  
書の調印を行っているところでございます。こ  
の調印を機に、契機にいたしまして、2年続け  
ての基隆フェアの開催や、昨年6月の基隆港1  
30周年記念式典への参加、また、一昨年6月  
には、基隆市林市長を団長とする総勢40名  
の方々に本市を訪問いただくなど、両市の相互訪  
問、相互交流を重ねてきているところでござい  
ます。

今後の方向性といたしまして、そうした中、  
ことし2月に基隆フェアを開催した際にです  
ね、両市長によります、これからも将来向け  
て両市の友好交流を進めていきたいとの旨の確  
認がなされているところで、自治体同士の友好  
交流の締結に向けて進めているところでござい  
ます。実際、取り組みといたしましては、新年

度ですね、の早い時期に、自治体間、基隆市と八代市との友好交流の協定書の締結に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

参考といたしまして記載しておりますけども、台湾基隆市、人口約37万人、台湾の最北端に位置する地域でございます。面積が132平方キロメートル、95パーセントが丘陵地というところでございます。首都の台北から車で約30分というところで、台湾のですね、高雄に次いで2番目の貨物量を誇る基隆港がありまして、近代港の港湾都市として発展しているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見などはございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で台湾基隆市との友好交流についてを終了いたします。

---

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（海外大型クルーズ船寄港に伴う経済波及効果額について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、海外大型クルーズ船寄港に伴う経済波及効果額についてをお願いいたします。

○観光振興課長（岩崎和也君） こんにちは。お疲れさまです。観光振興課、岩崎です。よろしくお願いたします。

私のほうからは、海外大型クルーズ船寄港に伴う経済効果額について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○観光振興課長（岩崎和也君） ありがとうございます。

資料のほう、A4、1枚のものとなっております。

効果額を調べますために、本経済文化交流部の職員におきまして、9月21日、クルーズ船クアンタム号が来たときに調査をさせていただいております。調査対象は、市内の44社の企業ということで、飲食店、薬店、それから食料品店、ショッピングセンター等を調査しております。

その概要なんですけれども、まず、来訪者数、これにつきまして、多く訪れますのは、免税機能を持った日用品の取扱店舗、1日で最高800人ほどで、薬店におきましても、1日最高来店者数が500人というようなところで、コンビニエンスストアにつきましても200人程度、1日最高の来店者数が200人となっているというようなところでございます。それ以外の店舗につきましては、数人から数十人というような状況でございます。

2番目に、客単価、購入品目ということになりますけれども、全体の客単価の平均は、約、1人当たり4500円使われてるというようなところでございます。中でも1人当たりの単価が高いのは薬店というようなことで、一つ一つの商品は安いんですけども大量に購入されるということから、1人当たりの単価が高くなってるというようなところでございます。なお、44社中10社につきましては、なかなか消費がなされなかったというようなところもございます。

それから、来訪者の印象だとか、あるいは困り事だとかというのも聞いております。多少以前より、マナーの向上は見られているようだというようなところなんです。しかしながらまだまだ、列に並ばないといった、マナーが十分身につけてないお客さんもいらっしゃるというようなところで、ちょっとしたトラブルも発生するというような状況でございます。また、通訳

がないというようなどころがございますので、十分対応できてないというようなどころで、困り事として寄せられております。

それから、現在の各事業所における取り組み状況と今後の計画というようなどころで、現在、免税店だとかの機能を持ったものとか、あるいは中国語表記などの対応している事業所もありますけれども、大半は十分な対策がとれてないような状況でございました。

今後どのような計画があるかというようなどころでお尋ねしてみますと、店内情報の中国語の表記、それから通訳を雇用したいとか、従業員の語学研修、免税店の登録、あるいは値引きセールあたりをやりたいというようなどころで、今後のクルーズ船のお客さんの来訪を期待しているというようなものが見えております。

最後になりますけれども、経済効果額というようなどころで、1日当たりの売上額は、44社に限ってなんですけれども、全体で約500万円というようなどころが上がっております。仮にことしの寄港数を当初予定の70回というふうにしますと、直接消費額は約3億5000万円というふうに試算されまして、これを総務省作成の平成23年産業関連表・確報・統合大分類に当てはめてみますと、約5億2300万円の経済波及効果があるというふうに試算されております。

以上、観光振興課の報告を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（西濱和博君） 1件お尋ねなんですけれども、今後のこととしてなんですけど、ここでの調査では、1人平均4500円程度でしょうか、御購入なさっていらっしゃるということですが、免税額の取り扱いについて、5000円超えないと免税対象とならないという規定の中で、今までは一般消費物とそれ以外を分けて、それぞれ5000円以上というようなどころの取り扱いが、こ

れからはその垣根を取っ払って、一緒に、合わせて5000円超えればいいというふうになるらしい、そういう制度改正がなされるというのをお聞きしたんですが、そうなりますとますますですね、消費喚起につながって、経済効果、経済波及効果まで期待できるかなと思うんですが、そこら辺のお見込みはいかがでしょう。

○観光振興課長（岩崎和也君） 客単価というようなどころで、以前はもう数万円あるいは数十万円、1人当たりの単価が高いというようなどころの状況が、今既に4500円まで落ちついているという状況がありますので、今後さらに、消費、地元商品の単価が高いものあたりを、どんどん商店の店舗等に出すことによって単価は多少は上がるのかなと思っておりますけれども、恐らく、観光統計上3000円程度が1人当たりの単価と、日本の国内の旅行の消費額なんですけれども、となりますので、今後、単価を上げていきたいという思いはありますが、恐らく国内の消費額程度に落ちつくんじゃないかなという思いはあります。

ただ、客数を伸ばすことによって経済効果額を上げていくと、こういった取り組みをどんどん進めていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。職員直営ですね、調査なされたこと評価したいと思います。ありがとうございました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（高山正夫君） せっかく調査されたのでお尋ねしますが、（3）の来訪者の印象、困り事ということで、私が一般の方といろいろ話す中で、これから大型クルーズがどんどんふえるから経済的によくなるよちゅう話はするんですけども、常についてくるのが、万引きやらマナーの悪さをよく聞かれます。

で、聞いたところによると、現在、ゆめタウンですか、ゆめタウンとかイオンは受け付けない、観光客を受け入れないとか、そういう話も、そういった風評もあるんですけども、それが事実だったのかどうなのかですね、そのあたりはわかりましたか。よろしくをお願いします。

○観光振興課長（岩崎和也君） 確かに聞き取りの中ですね、やっぱり多少の万引きあたりがあつてのは、聞き取りの中でお話としてあつてはおります。

以上です。

○委員（高山正夫君） 大型店舗が受け入れないちゅうのも事実なんですか。

○観光振興課長（岩崎和也君） ヒアリングの中では、当然大型店舗もヒアリングしておりますので、その時点では受け入れていらっしゃいましたので、受け入れないというお話はちょっと聞いてはおりません。

○委員（高山正夫君） ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で海外大型クルーズ船寄港に伴う経済波及効果額についてを終了します。

---

#### ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（国営八代平野土地改良事業について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、国営八代平野土地改良事業についてをお願いいたします。

○農地整備課長（小原聖児君） こんにちは。農地整備課長の小原でございます。

それでは、国営八代平野土地改良事業につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の確認をお願いいたします。A4サイズの2枚とじのものと、A3サイズの図面を用意しております。よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○農地整備課長（小原聖児君） それでは、説明をさせていただきます。

八代平野における遙拝頭首工、幹線用水路は、昭和39年度から48年度にかけて、国営土地改良事業により整備をされたものでございます。現在40年以上が経過をしておりますことから、コンクリート構造物の欠損、鋼構造物の腐食等、施設の老朽化が著しく、農業用水の安定供給に支障を来すとともに、維持管理に多大な労力と費用を要しております。また、遙拝頭首工など一部の用水施設においては、必要な耐震化対策を、農地においては、冠水、浸水被害の軽減を図るため排水対策を施す必要があります。

以上のことから、平成26年度より年2回、八代市と氷川町の連名で、政府予算に対する要望事業の一つとして、整備改修事業の早期採択の要望をしてきております。

これまで、九州農政局において、平成30年度中の国営での事業着手に向け、平成27年から29年度にかけて地区調査が実施されており、このたび平成30年度中の事業採択が本格化してまいりましたので、本日改めて御報告をさせていただき次第でございます。

まず、事業内容としましては、事業の範囲でございますが、A3判の計画概要図をごらんください。

ちょっとわかりづらいのですが、薄いピンクで色づけをしております区域が、用水、排水の受益地区となります。遙拝頭首工を水源とします八代平野の北部エリアと南部エリアで、全体の受益面積は5448ヘクタールでございます。

次に事業期間でございますが、平成30年度から42年度までの13年間を予定しております。

次に総事業費としましては、概算で約370億円です。そのうち、農業関係分は352億円



でございます。差額の18億円は、水道事業団、工業用水となります。

次に主要工事でございますが、計画概要図をごらんください。

工事箇所については、黄色で丸囲みをしております。まず1番目に、遙拝頭首工の改修及び耐震化。2番目に、頭首工の北側、南側の導水路の改修及び耐震化。3番目に、幹線用水路8路線の改修、図の中では赤色の実線で示しております。4番目に、排水機場の整備でございますが、まず1カ所目が、鏡町の北新地で、現在の2機場を廃止し1機場を新設するものです。現在2機場合わせて毎秒22.25トンのものを、毎秒30トンに能力アップをいたします。2カ所目は、現在の日奈久の流藻川排水機場、毎秒5.32トンのものを廃止し、新たに三十間池のところに、毎秒40トンに能力アップをし新設するものでございます。5番目に、排水路の新設と改修で、鏡町の中島地区の冠水対策としまして、バイパス水路の新設、あわせて、鯨川川の改修を行います。最後に6番目として、水管理施設の新設を行います。用水・排水路の水位をセンサーにて監視するもので、あわせて、用水路の分岐点2カ所において、ゲートの調整を遠隔操作で可能とするものでございます。

次に現在の状況及び今後の予定についてですが、来年の3月から6月の同意取得に向けまして、現在、九州農政局において土地改良法の3条資格者の名簿の作成を行っております。また、北部、南部の土地改良区におきましては、総代及び推進員に対しまして、この同意取得に向けての勉強会を実施することにしております。現在その日程調整中でございます。その後、個別な地区説明会を開催しながら、可能な地区につきましては、あわせて同意取得に入っていくこととなっております。

なお、事業の決定は、30年11月ごろの予定となっております。

次に、資料の2枚目をお開きください。

負担割合及び負担額について御説明いたします。

この表は、平成29年度単価にて試算したものでございます。負担割合についての協議の中で、八代平野北部、南部の両土地改良区から、熊本県、市町に対しまして農業者の負担軽減の要望がありましたことから、熊本県が、本事業の重要性を踏まえ、国が示しております負担割合のガイドラインよりも踏み込んだ、国補助の残額分の7割を負担し、農業者への支援を行うという方針決定をいたしました。その決定に基づき、頭首工、導水路工、用水路工、排水機場、排水路工の工種ごとに、国、県、市町、農業者に対する事業費の負担額の積み上げを行った結果でございます。市町とは、八代市と氷川町のことでございます。この結果、熊本県は、ガイドライン分より約15億8500万円の負担増となっております。その分、市町及び農業者の負担が軽減されたということでございます。

なお、この負担割合につきましては、本事業の推進体制であります八代平野地区かんがい排水事業推進協議会において、承認がなされ、また、八代平野北部、南部のおのおの土地改良区総代会においても、議決がなされております。

最後になりましたが、返済方法の案について御説明いたします。

まず負担金の支払い時期は、事業完了後となり、現在の計画では、平成43年、2031年度からとなります。

返済方法につきましては、案といたしまして資料には記載しておりますが、今後財政部局と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上で国営八代平野土地改良事業についての説明及び報告を終わります。

**○委員長（成松由紀夫君）** 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 意見を1ついいですか。遥拝堰の改修ということで、大変いい話を伺いました。ぜひ頑張って進めていただきたい話です。

で、今回農業者の話だけだったんですが、何かとですね、アユの遡上と産卵の卵の流下のことについても、話題になる遥拝堰のことですので、そちらのほうにも耳を少し傾けていただいて、計画に反映させていただければなということと意見を申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で国営八代平野土地改良事業についてを終了します。

---

・病院・水道事業に関する諸問題の調査（市立病院の方向性について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、病院・水道事業に関する諸問題の調査に関連して、2件執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、市立病院の方向性についてをお願いいたします。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 既にお配りしております、資料のカラーの、その2枚物ですけども、こちらで説明をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、先日の一般質問において、橋本幸一議員を初め、橋本徳一郎議員、亀田英雄議員からの御質問に対し、市長より答弁いたしました市立病院の方向性について、改めて御説明いたします。

資料の1ページ目をごらんください。

病床機能の再編移転、外来機能の事業譲渡のイメージ図でございます。左側の青い線で囲み

ましたところが、現在の市立病院でございます。外来機能及び入院機能として、一般病床66床、結核病床30床、合わせて96床を保有しております。これを、現在の市立病院が持つ外来機能や一般病床を、八代地域にあります4つの公的な医療機関にその役割を引き継いでいただくことで、経営形態は再編移転及び事業譲渡となりますが、これまでの市民への医療提供は確保するものということでございます。

なお、結核病床については、全てを減床し廃止することとなりますが、熊本県健康危機管理課及び八代保健所より、いずれかの医療機関に対しまして必要な病床を確保していただくよう進めていくものとしております。

続きまして、2ページでございます。

ただいま申し上げましたイメージを、もう少し具体的にあらわした図でございます。八代地域の4つの医療機関に対し、市立病院がっております回復期から慢性期の機能を維持したまま、病床を再編移転することとなります。再編移転する病床数につきましては、各医療機関に現在意向調査を行った上で、——行っておりますので、それが決定しますことから、現時点ではまだ未定ということになっております。また、外来機能につきましては、これらの公的医療機関のいずれかの病院に、附属診療所といったような形で、現地にて診療を継続していただくよう事業譲渡を行うものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 市長の方針を求めてこれまで、幾度となく質問を重ねてまいって、今回市長の方針が出されたと。そのことについては敬意を表するものなんですが、途中からですね、継続を求めてまいりました。そのことに対

する逆の答えだったということで、何とも言いがたい部分が残るわけなのですが、今説明があったように、市立病院の機能の分は継続して引き継いでいきたいという部分をですね、これは必ず実現していただきますように、重ねてお願いをしたいと。強くですね、そのことだけは、不安があるということ、肝に銘じて進めていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で市立病院の方向性についてを終了します。

---

・病院・水道事業に関する諸問題の調査（八代市水道料金徴収事務等業務委託に係る選定結果について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、八代市水道料金徴収事務等業務委託に係る選定結果についてをお願いいたします。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） こんにちは。水道局の宮本です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

所管事務調査、八代市水道料金徴収事務等業務委託に係る選定結果について御説明いたします。

平成29年3月議会におきまして、八代市水道料金徴収事務等業務委託の債務負担の設定をご承認いただき、今年度に選定委員会を開催し受託適格者の選定結果が出ましたので、御報告いたします。

まず、業務委託を行います経緯につきまして簡単に御説明いたします。

当市は、給水普及率が低く、継続して拡張工事を行っているため、年々業務量が増加していく見込みです。市町村合併に伴いまして職員定数の削減が行われ、水道局も、人員削減に対処

するため、非常勤職員や臨時職員の採用等により業務量の増加に対応してまいりました。しかしながら職員定数を市全体で管理しているため、職員の増員が困難な状況にあります。

そこで、限られた人員で業務の効率化を図り、多種多様な住民のニーズに応えながらサービス向上を行っていくために、水道料金の検針、調定、収納、窓口業務から滞納整理まで、業務を民間事業者へ包括委託することといたしました。

選定委員会の委員は、水道使用者1名、学識経験を有する者3名、その他市長が適当と認める者1名の計5名の委員で、3回の選定委員会を実施し、平成29年11月15日に選定結果を市長へ御報告いただきました。

選定方法は、公募型総合評価落札方式とし、業務提案書及び入札書を審査し、業務体制等の評価基準総得点が最も高い者を受託適格者として選定しています。参加申し込みは3者ありましたが、うち1者が辞退となり、2者での審査を行いました結果、福岡にございますヴェオリア・ジェネッツ株式会社九州支店が、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年総額、税抜きで1億7490万円で、受託適格者と選定されました。

その後、受託適格者であるヴェオリア・ジェネッツ株式会社九州支店と、契約条件等について業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に達しましたので業務委託契約を締結いたしました。

今後は、来月より引き継ぎを強化し、平成30年4月1日からの業務開始に支障を来さぬよう努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） 前回の議会でちょっとあった話と一緒に話かなというふうに、と私な

りに思うとですが、個人が今までしよったつば全部こん会社が委託すつという話なんですか。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） いわゆる検針業務ですとか、それから、今職員で行っております窓口の対応ですとか、それから、納付書を発送したり料金の賦課を行ったり、それから、集金に行ったりとか、開栓の申し出があったときに水道の開栓、それから、引っ越しますつていうようなときに精算に行ったりとか、そういう業務を全て1社に委託するというものがございます。

○委員（亀田英雄君） じゃ、個人の契約書は全部破棄、契約は打ち切りということなんですか。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 現在、検針業務につきましては、個人委託やっておりますが、30年3月31日をもって契約のほうを終了するということになります。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 確認なんですけど、そういう人、あとは会社のしなることでしょうかってんが、ある程度その仕事の収入を当てにしとった人、生活の糧にしとった人がおつと思うとですよね。その人たちのケアというとは何か考えておりますか。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） こちらの提案、会社側のほうからの提案等ございまして、一応、地元雇用を優先すると。で、検針等につきましては、経験等も必要になりますことから、現在やっておられる検針員さんと一応、条件等を提示して、継続あるいは打ち切りというようなことになるかと思えます。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代市水道料金徴収事務等業務委託に係る選定

結果についてを終了します。

次に、本委員会の管外行政視察について、協議のため小会いたします。

（午後0時45分 小会）

（午後0時47分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会の管外行政視察については、これを実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

まず、本委員会の管外行政視察についてですが、本委員会は、平成30年1月24日から26日までの3日間、京都府京都市、舞鶴市、大阪府堺市へ、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、皆様御承知のとおり、2019女子ハンドボール世界選手権大会の予選会場として、八代市総合体育館が内定しております。そこで執行部から、本大会の円滑な運営を図るため、議会に対し、12月14日から12月19日までの5日間、ドイツで開催される2017女子ハンドボール世界選手権大会視察への同行依頼があり、これを受けて議長から、所管します当委員会の委員長であります私に、視察への参加要請がありました。

つきましては、このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもちまして経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時50分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年12月13日

経済企業委員会

委員長